

# 物価高への対応（マイカー通勤、食事代の見直し）

## 1. 改正の内容

### (1) 内容

物価高への対応として、基礎控除と同じように次の非課税限度額について拡充される。

税目	制度	改正前		改正後
		～R7.3/31	R7.4/1～	
所得税	マイカー通勤非課税限度額の見直し  ①通勤のため自動車等を使用することを常例とする者の1ヶ月当たりの通勤距離に応じた非課税限度額	片道2km未満	全額課税	改正なし
		片道2km以上 10km未満	4,200円	
		片道10km以上 15km未満	7,100円	
		片道15km以上 25km未満	12,900円	
		片道25km以上 35km未満	18,700円	
		片道35km以上 45km未満	24,400円	
		片道45km以上 55km未満	28,000円	
		片道55km以上 65km未満		38,700円
		片道65km以上 75km未満		45,700円
		片道75km以上 85km未満	31,600円	52,700円
		片道85km以上 95km未満		59,600円
		片道95km以上		66,400円
	②一定の要件を満たす駐車場等の利用をする場合の非課税限度額 上記のマイカー通勤非課税限度額に加算		—	5,000円

## 1. 改正の内容

税目	制度	改正前	改正後
所得税	食事の支給による経済的利益に係る非課税限度額の見直し 使用者からの支給に係る1ヶ月の非課税限度額	3,500円	7,500円
	深夜勤務に伴う夜食分金銭の非課税限度額の見直し 使用者からの支給に係る1回当たりの非課税限度額	300円	650円

## 2. 適用時期

大綱に明記なし

### ＜参考＞

上記の他、物価高への対応として、次の免税点について拡充される。

税目	制度	改正前	改正後
固定資産税	固定資産税の免税点の見直し	家屋 20万円	家屋 30万円
		償却資産 150万円	償却資産 180万円
不動産取得税	不動産取得税の免税点の見直し	土地 10万円	土地 16万円
		家屋 建築にかかるもの 23万円 その他のもの 12万円	家屋 建築にかかるもの 66万円 その他のもの 34万円